

広報とやま 令和2年(2020年)9月5日号掲載

## くらしの情報あれこれ

### 通信販売のトラブルに注意しましょう。

通常より低価格で購入できるとの広告を見て、1回だけのつもりで申し込んだところ、実際には数カ月の定期購入が条件だったというトラブルが増えています。



#### 【アドバイス】

- インターネットやテレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、各事業者の規約に従うこととなります。購入前に、契約内容をしっかり確認しましょう。
- 事業者がいつでも解約可能としている場合でも、解約申請期間が限られているので、注意しましょう。

相談受付時間 (土) (日) (祝) を含む毎日10:00~18:30 (年末年始、CiC休館日は除く)

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047